独立行政法人日本学生支援機構の平成 26 年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況

中期計画項目	平成 26 年度業務実績評価における主要な指摘等	左記の指摘等を踏まえた平成 27 年度の改善の状況
I 国民にない。 国民には、国民には、国民には、国民には、国民には、国民には、国民には、国民には、	(回収の取組:要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率)要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合について、平成25年度末における割合と比較して改善はみられるものの、年度計画値を下回っていることから、貸与中の指導の充実等により奨学生の返還意識の涵養を図るとともに、事務処理等の運用上の見直しを行うなど一層の延滞発生防止に努め、削減率を改善することが求められる。	携帯電話番号宛ショートメッセージサービス (SMS) による口座加入の督促や返還期限猶予制度の案内、学校と連携して実施した新規返還開始者への働きかけ等により、新たな3ヶ月以上の延滞の抑制に努めた結果平成27年度末段階で新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の要返債権数に占める割合は0.808%となり、平成25年度末の同割合に対して12.27%削減され、平成27年度計画値10.40%を上回った。 〈要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数〉 平成25年度 要返還債権数 (A) 4,191,181件 3,998,668件 3,788,801件 新たに3か月以上延滞債権となった債権数 (B) 33,846件 35,031件 34,890件 権となった債権数 (B) 12.27% 4.89% 0.921% 対平成25年度削減率 12.27% 4.89%
I 国民に対して提供するのの標準に対して提供するののではできます。 では、	(外国人留学生に対する宿舎の支援等:兵庫国際交流会館における収支の改善状況) 処理方針が決定した9月以降については、入居率は回復していることから、その入居率のさらなる改善をはかるとともに、家賃改定等改善策を確実に実施することにより、収支を改善することが求められる。	各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請が無かった原室については、配分の取り消しを行い、大学推薦方式の居室への振り構えを行うとともに、大学推薦方式の居室についても入居募集の締め切りを延長するなどして、居室の有効利用に努め、入居率の向上を図った。これらの取組の結果、平均入居率は昨年度を上回った。さらに、宿舎管理運営業務の委託を、従来の単年契約から複数年契約(平成 27 年度~10 成 30 年度)に変更したことで、業務委託費が縮減された。これらの取組の結果、平成 27 年度の収支は改善されて収支比(収入・支出)97.1%となり、平成 27 年度計画値 94.7%を上回った。

中期計画項目	平成 26 年度業務実績評価における主要な指摘等	左記の指	摘等を踏まえた平成 27 年	年度の改善の状況	
支援		〈兵庫国際交流会館の入居率〉			
		会館名	平成27年度	(参考)平成26年度	
		兵庫国際交流会館	81.9%	73.3%	
		〈兵庫国際交流会館の収支の状況〉			
		区分	平成27年度	(参考)平成26年度	
		収入	75, 488千円	72, 154千円	
		支出	77,726千円	82,570千円	
		収入一支出	△2,238千円	△10,416千円	
		収入÷支出	<u>97. 1%</u>	87.4%	
 Ⅱ 業務運営の	(個人情報保護の徹底に係る実施状況)	 ○研修等の実施			
効率化に関する	個人情報漏えいの再発防止に向けて様々取組を行っているも	○伽修寺の美地 役職員の意識向上に資するため、従来実施している「コンプライアン			
目標を達成する	のの昨年度に引き続き郵便物誤発送等による漏えい事案が発生	ス・個人情報保護・情報セキュリティ研修会」や新入職員等(非常勤職員、			
ためにとるべき	しており、職員一人ひとりの個人情報保護に対する意識のさら	派遣職員を含む) に対する研修に加えて、以下の個人情報保護研修を新た			
措置	なる向上を図るとともに、より効果的な再発防止策を策定し実				
3. 内部統制・	施する必要がある。				
ガバナンスの強		(平成 28 年 2 月 17 日	1~3月2日)		
化		個人情報の保護は情	青報セキュリティと密	接な関係にあることか	ら、情
(3) コンプラ		報セキュリティ対策	策等についても十分な	知識の習得を目指すプ	ログラ
イアンスの推進		ムとした。各自が理解度を自己点検する目的で、確認テストの受験を			
		併せて義務づけた。			
		・個人情報保護研修(個人情報保護管理者及び同担当者対象)			
			1及び2月22日(いず		
				傾向の理解及び責任者	
				目的として外部講師を	招き実
		施した。(参加者 39		\$P. 可. 14	4 k/⊞ 1
				を受け、情報の共有及	
		情報保護等に係る各計	がりでの 周知徹底のため	り、首都圏事務所の個人	.悄報保

中期計画項目	平成 26 年度業務実績評価における主要な指摘等	左記の指摘等を踏まえた平成 27 年度の改善の状況
		護担当者及び情報セキュリティ管理者が出席する「個人情報保護・情報セキュリティ緊急合同委員会」(平成27年6月4日)を実施した。
		○個人情報の漏えい事案に対する再発防止対策の実施 ・組織横断的な事象の共有を目的に、発生事案の概要と再発防止策を取り まとめ、グループウェアにて公開した。 ・個人情報保護管理者により、再発防止策の取組状況のみならず、郵便事 故等においても被害を最小限とするなどの未然防止策を含めた当該部 署の取組状況の総括を行い、経営管理会議において報告した。 ・漏えい等事案発生部署においては全職員参加によるミーティングの実施 を義務付けた。